

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
所沢市御幸町四九四番二から同 市東町四四一番四地先まで		区 間
一一・六八〇 三七・三三三	七・九六〇 二六・九四	敷地の幅員 (メートル)
一〇一・三五		延長 (メートル)
所沢東町地区第一種 再開発事業による。		備 考